

## 妊婦健康診査費助成制度の説明について

確認欄

<p>1. 妊婦健康診査費助成費用は、上限 14 回／9 万 8 千円まで、14 回の内訳は、1 万 5 千円 1 回、1 万 3 千円 1 回、6 千円 10 回、5 千円 2 回です。</p> <p>保険適用外費用のみが対象となります。(妊娠判定検査や超音波検査のみ受けられた場合は対象外です。)</p>	
<p>2. 助成券の再交付は行いませんので大切に保管してください。</p>	
<p>3. 妊婦健診の受診日に伊丹市に住民登録している妊婦の方が対象です。</p> <p>妊娠中に伊丹市外へ転出された場合は使用できません。転出される場合は、新住所の市区町村へ必ずお問合せください。※転入の方は、転入日以降の健診が対象です。</p>	
<p>4. 受診前に必ず氏名・住所を助成券にご記入ください。助成券は 1 回の妊婦健診で 1 枚限り本人のみ使用可能です。(ただし、今回の妊娠に限る。)</p> <p>健診費用が助成券の金額を超える場合は、超過金額は本人の負担になります。</p> <p>健診費用が助成券の金額を下回った場合の差額の支払いはありません。</p>	
<p>5. 妊婦健診の助成券を 1 4 回使用された方は、以降の健診は全て実費になります。妊婦健診が 1 4 回を下回った場合、余った助成券の換金はできません。</p> <p>既に助成券を使わずに受診された保険適用外の妊婦健診の領収書がある場合は、金融機関口座振り込みの申請ができます。</p>	
<p>6. 助成券は、兵庫県内の協力医療機関・助産所で使用できます。(一部使用できない医療機関・助産所があります)</p> <p>里帰り等で県外の医療機関を受診された方や助成券を使用できなかった方(助成券交付前に妊婦健診を受けた場合も含む)は、後日金融機関口座振り込みでの助成となりますので領収書・明細書は大切に保管して下さい。</p>	
<p>7. 上記の申請をされる方は、医療機関等の窓口で妊婦健診費用を一旦お支払いください。後日、保健センターへ申請して頂くことにより、助成可能な金額を依頼のあった金融機関口座にて受け取ることができます。(ただし、国内の医療機関に限る。)</p> <p>手続きには以下のものが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用の助成券</li> <li>・領収書(保険適用外)の原本・あれば、明細書 (領収書のみでは内容が不明確の場合は、発行元へ確認させていただきます。)</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・妊婦本人名義の振込先金融機関口座のわかるもの</li> </ul> <p>*振込先は原則妊婦本人ですが、口座の名義が妊婦以外ならびに旧姓を使用する場合、申請書に妊婦本人の署名が必要になります。</p> <p>※申請月の翌々月中頃に支給決定通知書を送付し、申請された金融機関口座に振り込みます。</p> <p>注) 最終健診日から 6 ヶ月以内の手続きをおすすめしています。</p> <p style="text-align: center;">6 ヶ月を超える場合はご相談ください。</p>	
<p>8. 金融機関口座振り込みにて受け取った領収書の助成金額分は所得税の医療費控除には使用できません。また、所得税の医療費控除に使用した(確定申告済み)領収書は助成できません。</p>	

お問合せ先：**伊丹市立保健センター**

〒664-8503 伊丹市千僧 1 - 1      TEL : 784-8034 / FAX : 784-8139

## 妊婦健康診査費助成制度の説明について

### 妊娠 30 週を過ぎて転入の方

確認欄

<p>1. 妊婦健康診査費助成費用は、上限 9 回／6 万 8 千円まで、9 回の内訳は、1 万 5 千円 1 回、7 千円 7 回、4 千円 1 回です。</p> <p>保険適用外費用のみが対象となります。(妊娠判定検査や超音波検査のみ受けられた場合は対象外です。)</p>	
<p>2. 助成券の再交付は行いませんので大切に保管してください。</p>	
<p>3. 妊婦健診の受診日に伊丹市に住民登録している妊婦の方が対象です。</p> <p>転入前の妊婦健診については、前住所の市区町村へお問合せください。また、伊丹市外へ転出された場合は使用できませんので、新住所の市区町村へ必ずお問合せください。</p>	
<p>4. 受診前に必ず氏名・住所を助成券にご記入ください。助成券は 1 回の妊婦健診で 1 枚限り本人のみ使用可能です。(ただし、今回の妊娠に限る。)</p> <p>健診費用が助成券の金額を超える場合は、超過金額は本人の負担になります。</p> <p>健診費用が助成券の金額を下回った場合の差額の支払いはありません。</p>	
<p>5. 妊婦健診の助成券を 9 回使用された方は、以降の健診は全て実費になります。妊婦健診が 9 回を下回った場合、余った助成券の換金はできません。</p> <p>転入後、既に助成券を使わずに受診された保険適用外の妊婦健診の領収書がある場合は、金融機関口座振り込みの申請ができます。</p>	
<p>6. 助成券は、兵庫県内の協力医療機関・助産所で使用できます。(一部使用できない医療機関・助産所があります)</p> <p>里帰り等で県外の医療機関を受診された方や助成券を使用できなかった方(助成券交付前に妊婦健診を受けた場合も含む)は、後日金融機関口座振り込みでの助成となりますので領収書・明細書は大切に保管して下さい。</p>	
<p>7. 上記の申請をされる方は、医療機関等の窓口で妊婦健診費用を一旦お支払いください。後日、保健センターへ申請して頂くことにより、助成可能な金額を依頼のあった金融機関口座にて受け取ることができます。(ただし、国内の医療機関に限る。)</p> <p>手続きには以下のものが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用の助成券</li> <li>・領収書(保険適用外)の原本・あれば明細書 (領収書のみでは内容が不明確の場合は、発行元へ確認させていただきます。)</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・妊婦本人名義の振込先金融機関口座のわかるもの</li> </ul> <p>*振込先は原則妊婦本人ですが、口座の名義が妊婦以外ならびに旧姓を使用する場合、申請書に妊婦本人の署名が必要になります。</p> <p>※申請月の翌々月中頃に支給決定通知書を送付し、申請された金融機関口座に振り込みます。</p> <p>注) 最終健診日から 6 ヶ月以内の手続きをおすすめしています。</p> <p>6 ヶ月を超える場合はご相談ください。</p>	
<p>8. 金融機関口座振り込みにて受け取った領収書の助成金額分は所得税の医療費控除には使用できません。また、所得税の医療費控除に使用した(確定申告済み)領収書は助成できません。</p>	

お問合せ先：伊丹市立保健センター

〒664-8503 伊丹市千僧 1 - 1 TEL : 784-8034 / FAX : 784-8139